

第735回通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和元年12月10日（火） 12時から

2. 場 所 横浜税関本関 7階 大会議室

3. 議 題 等（敬称略）

- (1) 「年末特別警戒期間」における協力依頼について
五島 管理課長
- (2) 年末年始における税関業務のお知らせ
五島 管理課長
- (3) 輸出貿易管理令の一部改正について
高橋 特別審査官
- (4) 第53回通関士試験の結果について
亀谷 首席通関業監督官
- (5) 日EU・EPA協定発効前に船積みされた貨物の取扱いについて
中澤 原産地調査官
- (6) 日米貿易協定に係る文書による事前教示の受付について
中澤 原産地調査官

その他・連絡事項等

次回開催予定日 **令和2年1月8日（水）** 12:00～

開 催 場 所 横浜税関本関 7階 大会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

令和元年 12 月 9 日

横浜税関通関業会 殿

横 浜 税 関

「令和元年 年末特別警戒期間」における 協力依頼について

平素から税関行政に対し、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、税関では不正薬物、金地金及びテロ関連物資等の不正輸入の取締りを最重要課題として位置づけ、取締関係機関と連携しながら全力をあげて水際取締りに取り組んでおります。

特に、年末においては輸出入貨物や旅客が増加し、これに便乗した密輸事犯の増加が懸念されることから、下記のとおり「年末特別警戒期間」を設定し、水際での取締りを強化いたします。期間中、職務質問や検査等の頻度が増加する場合がありますが、ご協力をお願いいたします。

また、不正輸入に係る情報はもとより、貨物、人及び船舶等について不審と思われる点がございましたら、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又は下記の「密輸ダイヤル」まで通報を頂きますようご協力をお願いいたします。

記

実施期間：令和元年 12 月 11 日（水）～令和元年 12 月 20 日（金）

【密輸情報の提供のお願い】

密輸防止には皆様の情報提供が大きな力となります。身の回りで「不審な貨物」や「怪しい言動をする不審者」などを目にした際は税関密輸情報窓口に通報願います。

「あやしいな・おかしいな」と思ったらすぐ通報

詳しくはWEBサイトで！

税関 密輸

検索

フリーダイヤル シロイクロイ

密輸ダイヤル 0120-461-961

E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp



密輸 110 番
メールアドレス

令和元年 11 月 25 日

関係各位

横浜税関

年末年始における税関業務のお知らせ

年末年始期間中（令和元年 12 月 28 日（土）から令和 2 年 1 月 5 日（日）まで）の税関業務については、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、お知らせします。

1. 監視取締関係業務	
(1) 本関	監視分庁舎（大栈橋窓口）においては、通常どおり窓口業務を行います。
(2) 仙台空港 税関支署	通常どおり窓口業務を行います。
(3) 茨城空港事務所	12 月 28 日（土）から 12 月 31 日（火）、1 月 2 日（木）から 1 月 5 日（日）は窓口業務を行います。（8 時 30 分から 17 時 00 分） 上記日時以外における業務処理については、（別紙）「年末年始期間中における連絡先」にご連絡をお願い致します。
(4) 千葉税関支署	通常どおり窓口業務を行います。
(5) 川崎税関支署	監視分庁舎（大栈橋窓口）において業務処理を行います。 （問い合わせ先） 監視部取締部門（045-212-6070）
(6) その他の官署	全日閉庁します。 期間中における業務については、（別紙）「年末年始期間中における連絡先」にご連絡をお願い致します。 なお、事前に予定が判明している場合は、12 月 27 日（金）17 時 00 分までに最寄りの税関官署にご連絡いただきますようお願い致します。

2. 通関関係業務（国際郵便物業務を除く。）及び保税関係業務			
(1) 本関	<p>本関地区（本関、大黒埠頭出張所、本牧埠頭出張所）及び川崎地区（川崎税関支署、川崎税関支署東扇島出張所）の管轄内に蔵置されている貨物に係る業務は、以下のとおり、監視部取締部門と業務部特別通関部門が連携して対応致します。</p> <p>（問い合わせ先）</p> <p>監視部取締部門 （045-212-6070）</p> <p>業務部特別通関部門（045-212-6115、6163）</p>		
		通関関係業務	保税関係業務
	12月28日（土）	通常の土曜日と同様に業務部特別通関部門において業務処理を行います。（8時30分から17時00分）	
	12月29日（日）	通常の日曜日と同様に事前の業務要請があった場合に業務処理を行いますので、前日17時00分までに業務部特別通関部門にご連絡をお願い致します（それ以降に緊急の業務要請がある場合は、監視部取締部門にご連絡をお願い致します。）。	
	12月30日（月）～ 12月31日（火）	通常の休日と同様に業務部特別通関部門において業務処理を行います。（8時30分から17時00分）	
	1月1日（水）	閉庁（緊急の業務要請がある場合は、監視部取締部門にご連絡をお願い致します。）	
	1月2日（木）～ 1月4日（土）	通常の土曜日及び休日と同様に業務部特別通関部門において業務処理を行います。（8時30分から17時00分）	
	1月5日（日）	通常の日曜日と同様に事前の業務要請があった場合に業務処理を行いますので、前日17時00分までに業務部特別通関部門にご連絡をお願い致します（それ以降に緊急の業務要請がある場合は、監視部取締部門にご連絡をお願い致します。）。	
	取扱業務	<ul style="list-style-type: none"> ○輸出入申告（積戻し申告、蔵・移・総保入承認申請を含む。） ○輸出許可後の許可内容変更 ○開庁時間外の執務を求める届出 ○輸入申告に係る収納事務（担保業務を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> ○保税運送承認 ○保税運送到着確認 ○事故確認 ○積卸コンテナリスト通関 ○見本一時持出許可 ○貨物取扱許可・届 ○指定地外貨物積卸許可 ○開庁時間外の執務を求める届出

	<p>(1) 申告（申請等）方法等は、執務時間外における体制と同様ですが、詳細又は不明な点等については、12月27日（金）17時00分までに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通関関係は業務部通関総括第1部門（045-212-6150）、 ・保税関係は監視部保税取締部門保税窓口（045-212-6126）、 <p>にお問い合わせいただきますようお願い致します。</p> <p>(2) 本関以外の官署に既に予備申告をされている貨物等、業務部特別通関部門においてお取り扱いできない場合がありますので、事前に予定が判明している場合は、12月27日（金）17時00分までに最寄りの税関官署にご連絡いただきますようお願い致します。</p>
<p>(2) 大黒埠頭出張所 本牧埠頭出張所 川崎税関支署 川崎税関支署 東扇島出張所</p>	<p>全日閉庁します。</p> <p>管轄内に蔵置されている貨物に係る業務は、上記「(1) 本関」のとおり、監視部取締部門と業務部特別通関部門が連携して対応致します。</p>
<p>(3) その他の官署</p>	<p>全日閉庁します。</p> <p>期間中における業務については、(別紙)「年末年始期間中における連絡先」にご連絡をお願い致します。</p> <p>なお、事前に予定が判明している場合には、12月27日（金）17時00分までに最寄りの税関官署にご連絡いただきますようお願い致します。</p>
<p>3. 国際郵便物業務</p>	
<p>川崎東郵便局内に蔵置されている郵便物</p> <p>○川崎外郵出張所</p>	<p>期間中の輸出入申告手続きについては、事前に以下の問い合わせ先までご連絡をお願い致します。</p> <p>(問い合わせ先)</p> <p>川崎外郵出張所特別通関部門（044-270-5774）</p> <p>日本郵便(株)川崎東郵便局（044-589-6708）</p>
<p>4. その他</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・自由化申告を事前に予定されている場合は、申告官署及び蔵置官署双方の開庁時間内に、申告官署へご連絡をお願い致します。 ・あらかじめご連絡いただいていた業務が事前に終了した場合又は業務内容に変更が生じた場合には、その旨を、連絡いただいていた税関官署までご連絡いただきますようお願い致します。 	

年末年始期間中(12/28(土)～ 1/5(日))における連絡先

本関地区 (本関 大黒埠頭出張所 本牧埠頭出張所)	(監視関係業務) 監視部取締部門 045-212-6070 (通関及び保税関係業務) 業務部 特別通関部門 045-212-6115、6163 12/28、12/30、12/31、1/2、1/3、1/4 8時30分～17時00分 ※上記以外の時間帯については、監視部取締部門へご連絡をお願い致します。
仙台塩釜税関支署	090-2224-8515 (監視関係業務)
	090-5520-3014 (保税関係業務)
	090-3224-1904 (通関関係業務)
石巻出張所	090-7235-9951 (監視及び保税関係業務)
	090-3224-1905 (通関関係業務)
気仙沼出張所	090-3224-1906
仙台空港税関支署	022-383-2390
小名浜税関支署	090-8035-4077 (監視及び保税関係業務) ※12/28(日)～12/31(火)
	090-8035-4078 (監視及び保税関係業務) ※1/1(水)～1/5(日)
	090-3224-1903 (通関関係業務)
相馬出張所	090-1691-1736
福島空港出張所	090-7422-9187
鹿島税関支署	090-3220-7859 (監視関係業務)
	090-1698-2360 (保税関係業務)
	090-1041-8485 (通関関係業務)
日立出張所	090-1691-1693
つくば出張所	090-4620-0115
茨城空港事務所	0299-54-0471
	090-4620-0115
千葉税関支署 船橋市川出張所 木更津出張所 姉崎出張所 銚子監視署	千葉税関支署 043-241-7021 090-3224-1400
川崎地区 (川崎税関支署 川崎税関支署東扇島出張所)	(監視関係業務) 監視部取締部門 045-212-6070 (通関及び保税関係業務) 業務部 特別通関部門 045-212-6115、6163 12/28、12/30、12/31、1/2、1/3、1/4 8時30分～17時00分 ※上記以外の時間帯については監視部取締部門へご連絡をお願い致します。
横須賀税関支署	090-4620-0104 (通関関係業務)
	090-8035-4041 (監視及び保税関係業務)
三崎監視署	090-4620-0106
宇都宮出張所	090-4825-2798
川崎外郵出張所	(国際郵便物の輸出入申告に係る業務) 特別通関部門 044-270-5774

2019年11月19日

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案が閣議決定されました

経済産業省では、大量破壊兵器の拡散防止及び通常兵器の過剰な蓄積の防止、条約その他の国際約束の履行等を目的として、「外国為替及び外国貿易法」及び同法に基づく外国為替令(以下「外為令」という。)及び輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)による輸出管理及び技術管理を行っています。

今般、2018年の国際輸出管理レジーム会合における合意に基づく規制対象となる貨物及び技術の見直しに関して、輸出令の一部を改正する政令案が、本日閣議決定されましたので、お知らせします。

1. 改正の概要

- ・国際輸出管理レジーム会合における合意を国内において着実に実施するため、規制対象となる貨物の見直しを行います。

具体的な改正内容は以下のとおりです。

<輸出令別表第1関係>

- デトネーションエンジンに係る規定の追加【輸出令別表第一の四の項(三)2の改正】
- 歯車用工作機械の部分品、附属品又は制御装置に係る規定の削除【輸出令別表第一の六の項(三)の改正】
- 光センサーの製造用に特に設計したマスク又はレチクルの追加【輸出令別表第一の一〇の項(十一の二)の改正】

<輸出令別表第3の3関係>

- マイクロ波用機器の部分品を追加

上記輸出令の改正に伴い、関連する省令・告示等についても改正します。

2. 今後の予定

公布:令和元年11月22日(金曜日)

施行:令和2年1月22日(水曜日)

(本発表資料のお問合せ先)
貿易経済協力局貿易管理部
安全保障貿易管理課長 猪狩
担当者: 相川、熊野
電話:03-3501-1511(内線 3271~4)
03-3501-2800(直通)
03-3510-0996(FAX)

改正案

現行

附則 1・2 (略)	3 令和三年四月十三日までの間は、第二条第一項第一号の二中「別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の北朝鮮を仕向地とする」とあるのは「北朝鮮を仕向地とする貨物（別表第二の一、一九から二一の三まで、二五、三〇、三三、三五から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の」と、第四条第二項第二号ハ中「及び第三号」とあるのは「に掲げる貨物のうち、北朝鮮を仕向地とするもの及び同表第三号」と、同条第三項中「適用しない」とあるのは「適用しない。ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物については、この限りでない」と、別表第二の二中「第二条、第四条」とあるのは「第四条」と読み替えるものとする。	3 平成三十三年四月十三日までの間は、第二条第一項第一号の二中「別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の北朝鮮を仕向地とする」とあるのは「北朝鮮を仕向地とする貨物（別表第二の一、一九から二一の三まで、二五、三〇、三三、三五から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の」と、第四条第二項第二号ハ中「及び第三号」とあるのは「に掲げる貨物のうち、北朝鮮を仕向地とするもの及び同表第三号」と、同条第三項中「適用しない」とあるのは「適用しない。ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物については、この限りでない」と、別表第二の二中「第二条、第四条」とあるのは「第四条」と読み替えるものとする。	
			別表第一（第一条、第四条関係）
貨物	地域	貨物	地域
一～三 (略)	(略)	一～三 (略)	(略)

四	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(二) (略) (三) 推進装置であつて次に掲げるもの若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材若しくは多段ロケットの切離し装置若しくは段間継手又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品 1 ロケット推進装置 2 ターボジェットエンジン、ターボファンエンジン、ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン、デトネーションエンジン、複合サイクルエンジン又はターボロップエンジン (四) ～(二十六)	(略)	四	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)～(二) (略) (三) 推進装置であつて次に掲げるもの若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材若しくは多段ロケットの切離し装置若しくは段間継手又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品 1 ロケット推進装置 2 ターボジェットエンジン、ターボファンエンジン、ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン、複合サイクルエンジン又はターボロップエンジン (四) ～(二十六)	(略)
五	(略)	(略)	五	(略)	(略)
六	次に掲げる貨物（二の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)・(二) (略)	(略)	六	次に掲げる貨物（二の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一)・(二) (略)	(略)

	(三) 歯車製造用の工作機械 (四) ～ (九) (略)	
七	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) ～ (十六) (略) (十七) マスク若しくはレチクル又はこれらの部分品若しくは附属品(一〇の項の中欄に掲げるものを除く。)	(略)
八・九	(略)	(略)
一〇	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) ～ (十一) (略) (十一の二) 光センサーの製造用のマスク又はレチクル (十二) ～ (十四) (略)	(略)
一一～ 一三	(略)	(略)
一四	(一) (略)	(略)

	(三) 歯車製造用の工作機械又はその部分品、附属品若しくは制御装置 (四) ～ (九) (略)	
七	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) ～ (十六) (略) (十七) マスク若しくはレチクル又はこれらの部分品若しくは附属品	(略)
八・九	(略)	(略)
一〇	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (一) ～ (十二) (略) (新設) (十二) ～ (十四) (略)	(略)
一一～ 一三	(略)	(略)
一四	(一) (略)	(略)

一五・ 一六	(二) 火薬又は爆薬の主成分、添加剤又は前駆物質となる物質(四の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定めるもの (三) ～ (十一) (略)	(略)
-----------	--	-----

一五・ 一六	(二) 火薬又は爆薬の主成分、添加剤又は前駆物質となる物質であつて、経済産業省令で定めるもの (三) ～ (十二) (略)	(略)
-----------	--	-----

別表第二～別表第三の二 (略)

別表第二～別表第三の二 (略)

別表第三の三(第四条関係)

別表第三の三(第四条関係)

別表第一の五の項(十四)若しくは(十八)、七の項(二)若しくは(十五)、八の項の中欄、九の項(一)若しくは(六)、一〇の項(一)、(二)、(四)、(六)、(七)、(九)、(九の二)若しくは(十一)、一二の項(一)、(二)、(五)若しくは(六)若しくは一三の項(五)に掲げる貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの又は同表の一五の項の中欄に掲げる貨物

別表第一の五の項(十四)若しくは(十八)、七の項(十五)、八の項の中欄、九の項(一)若しくは(六)、一〇の項(一)、(二)、(四)、(六)、(七)、(九)、(九の二)若しくは(十一)、一二の項(一)、(二)、(五)若しくは(六)若しくは一三の項(五)に掲げる貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの又は同表の一五の項の中欄に掲げる貨物

許可申請・各種問合せ先

1. 許可申請・連絡先は、HPの「個別許可申請」または「包括輸出許可の申請方法・様式」から閲覧可。指定の窓口に、様式・添付書類等を準備したうえで申請・連絡！



注意

貨物とその仕向地、技術とその提供先及び包括輸出許可の申請内容により窓口が異なるので要確認。

2. 問合せ等は、内容に応じて連絡を！

- (1) 防衛装備移転三原則や外国1-ザ-リストに関する質問、安全保障貿易管理政策全般やHPへの意見

安全保障貿易管理政策課 TEL：03-3501-2863

- (2) 安全保障貿易管理制度概要や法令解釈の質問

安全保障貿易管理課 TEL：03-3501-2800

- (3) リスト規制・キャッチオール規制及び包括輸出許可の法令解釈(該非判定、申請手続きなど)への質問

安全保障貿易審査課 TEL：03-3501-2801



- ✓ 「リスト規制」は、該当する規制リスト項目、貨物・技術に関する説明資料を用意して連絡を！
✓ 「キャッチオール規制」は、仕向地、用途1-ックリスト、顧客1-ックリストを用意して連絡を！

- (4) 輸出者等遵守基準や輸出管理内部規程(CP)に関する質問／不正輸出の連絡

安全保障貿易検査官室 TEL：03-3501-2841

- (5) 安全保障貿易管理についての一般的な質問

安全保障貿易 案内窓口 TEL：03-3501-3679

第53回通関士試験の結果について

令和元年10月6日（日）に実施された第53回通関士試験結果の概要は、
 下記のとおりです。

記

1. 受験者数・合格者数等

	願書提出者数		受験者数		合格者数		合格率	
	第53回	前年比	第53回	前年比	第53回	前年比	第53回	第52回
全科目受験者	7,816	102.5%	5,661	103.3%	708	103.8%	12.5%	12.4%
男性	4,482	94.5%	3,134	98.7%	365	97.6%	11.6%	11.8%
女性	3,334	115.6%	2,527	109.5%	343	111.4%	13.6%	13.4%
2科目受験者	668	92.8%	567	93.4%	71	52.6%	12.5%	22.2%
男性	521	92.4%	433	92.1%	46	52.3%	10.6%	18.7%
女性	147	94.2%	134	97.8%	25	53.2%	18.7%	34.3%
1科目受験者	177	124.6%	160	123.1%	99	112.5%	61.9%	67.7%
男性	157	137.7%	142	135.2%	85	126.9%	59.9%	63.8%
女性	20	71.4%	18	72.0%	14	66.7%	77.8%	84.0%
合計	8,661	102.0%	6,388	102.7%	878	97.0%	13.7%	14.6%
男性	5,160	95.2%	3,709	98.9%	496	93.8%	13.4%	14.1%
女性	3,501	114.1%	2,679	108.5%	382	101.6%	14.3%	15.2%

2. 合格基準

試験科目	合格基準
通関業法	満点の60%以上
関税法等	満点の60%以上
通関書類の作成要領その他通関手続の実務	満点の60%以上

※ 11月29日 税関HPに掲載

【参考1】第53回通関士試験実施税関別受験者数等

税関	試験地	願書提出者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
函館税関	北海道	149	124	17	13.7
東京税関		3,222	2,183	310	14.2
	新潟	98	66	8	12.1
	東京	3,124	2,117	302	14.3
横浜税関		948	694	107	15.4
	宮城	143	114	17	14.9
	神奈川	805	580	90	15.5
名古屋税関		1,142	918	125	13.6
	静岡	158	123	19	15.4
	愛知	984	795	106	13.3
大阪税関	大阪	1,375	1,022	136	13.3
神戸税関		1,014	794	112	14.1
	兵庫	736	568	86	15.1
	広島	278	226	26	11.5
門司税関	福岡	594	478	53	11.1
長崎税関	熊本	125	98	11	11.2
沖縄地区税関	沖縄	92	77	7	9.1
合計		8,661	6,388	878	13.7

【参考2】過去10年の通関士試験受験者等の推移(第44回～第53回)

区分	願書提出者数	受験者数	受験率(%)	合格者数	合格率(%)
平成22年(第44回)	12,087	9,490	78.5	929	9.8
平成23年(第45回)	11,760	9,131	77.6	901	9.9
平成24年(第46回)	11,544	8,972	77.7	769	8.6
平成25年(第47回)	11,340	8,734	77.0	1,021	11.7
平成26年(第48回)	10,138	7,692	75.9	1,013	13.2
平成27年(第49回)	10,018	7,578	75.6	764	10.1
平成28年(第50回)	9,285	6,997	75.4	688	9.8
平成29年(第51回)	8,627	6,535	75.8	1,392	21.3
平成30年(第52回)	8,491	6,218	73.2	905	14.6
令和元年(第53回)	8,661	6,388	73.8	878	13.7
第1回～53回計	431,063	314,293	72.9	48,247	15.4

【お知らせ】

日EU・EPA協定発効前に船積みされた貨物の取扱い

日EU・EPA協定の規定を満たす製品のうち、

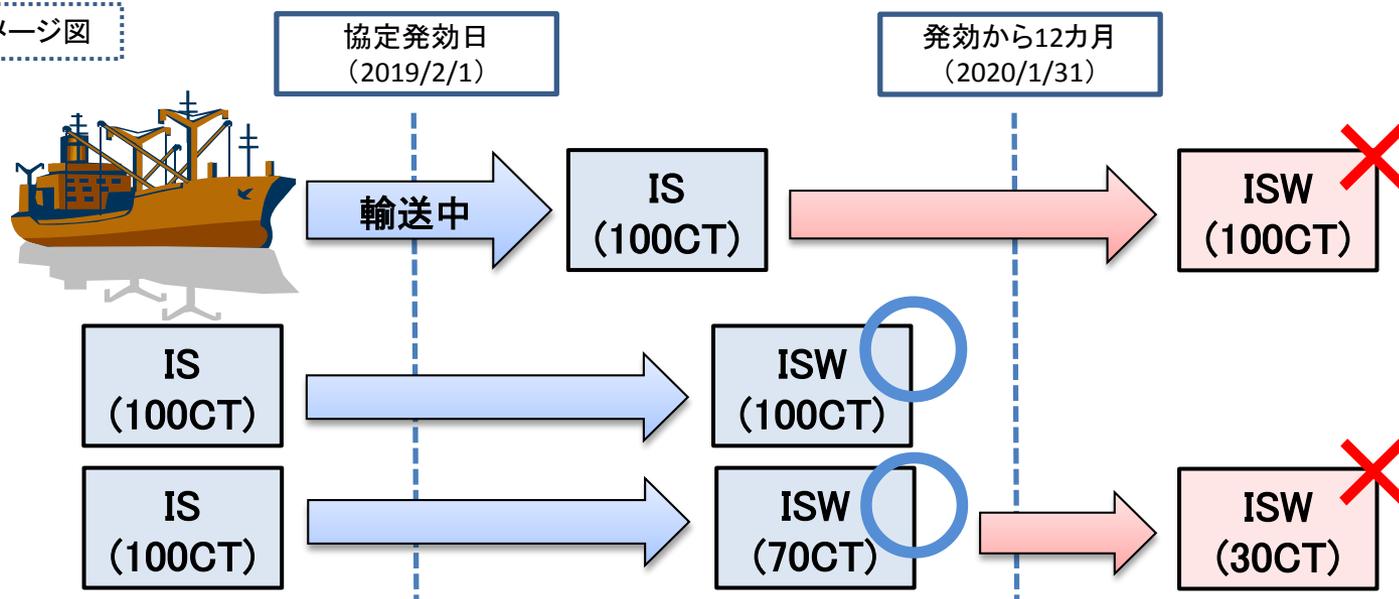
- ・ 同協定の発効日に輸出締約国から輸入締約国に輸送中であるもの
- ・ すでに輸入締約国に到着し保税地域に蔵置されている貨物

を協定発効後に輸入申告する場合は、必要な特惠要求手続(輸入申告)が発効日から12カ月以内に行われることを条件として、日EU・EPA税率の適用が可能です。 【参照条文:第3・29条】

例えば下図のように、発効日(2019年2月1日)時点で輸送中または既に蔵置されている貨物は、発効から12カ月以内(2020年1月31日まで)に輸入申告(ISW)が行われた場合に限り、日EU・EPA税率を適用できます。

2020年2月1日以降に輸入申告(ISW)を行った場合、日EU・EPA税率は適用不可となりますのでご注意ください。

イメージ図



(注)

IS : 蔵入

ISW : 蔵出輸入

輸送中の産品を保護するために使用される輸送用のこん包材料及びこん包容器については、当該産品の原産品としての資格を決定するに当たって考慮しない。

第三・十五条 小売用の包装材料及び包装容器

1 産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、当該産品に含まれるものとして分類される場合には、当該産品の生産において使用された全ての非原産材料が附属書三―Bに定める該当する関税分類の変更若しくは生産工程を行ったかどうか又は当該産品が完全に得られたものであるかどうかを決定するに当たって考慮しない。

2 産品が附属書三―Bに定める価額の要件の対象となる場合において、当該産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器が当該産品に含まれるものとして分類されるときは、当該産品に価額の要件を適用するための算定に当たり、当該包装材料及び包装容器の価額を場合に応じて原産材料又は非原産材料として考慮する。

第B節 原産地手続

第三・十六条 関税上の特惠待遇の要求

1 輸入締約国は、輸入に際し、輸入者による他方の締約国の原産品についての関税上の特惠待遇の要求に基づき、当該原産品について関税上の特惠待遇を与える。輸入者は、関税上の特惠待遇の要求の正確性及びこの章に定める要件の遵守について責任を負う。

2 関税上の特惠待遇の要求は、次のいずれかに基づくものとする。

- (a) 産品が原産品であることについての輸出者によって作成された原産地に関する申告
- (b) 産品が原産品であることについての輸入者の知識

3 関税上の特惠待遇の要求及び2(a)又は(b)に定めるその根拠は、輸入締約国の法令に従って、税関への輸入申告に含まれるものとする。輸入締約国の税関当局は、輸入者に対し、産品がこの章に定める要件を満たすことの説明を当該輸入者が提供することができる範囲において、税関への輸入申告の一部として、又は当該輸入申告に添付して、当該説明を行うよう要求することができる。

4 2(a)に規定する原産地に関する申告に基づいて関税上の特惠待遇の要求を行った輸入者は、当該原産地に関する申告を保管し、及び輸入締約国の税関当局から要求された場合には、当該税関当局に対してその写しを提供する。

5 2から4までの規定は、第三・二十条の規定に該当する場合には、適用しない。

第三・十七条 原産地に関する申告

1 原産地に関する申告については、産品が原産品であることを示す情報（当該産品の生産において使用された材料の原産品としての資格に関する情報を含む。）に基づいて当該産品の輸出者が作成することができる。輸出者は、原産地に関する申告及び提供する当該情報の正確性について責任を負う。

2 原産地に関する申告については、附属書三―Dに規定する申告文のうち一の言語によるものを用いて、仕入書その他の商業上の文書（原産品について特定することができるよう十分詳細に説明するもの）上に作成する。輸入締約国は、輸入者に対して原産地に関する申告の翻訳文を提供するよう要求してはならない。

3 輸入締約国の税関当局は、原産地に関する申告における軽微な誤り若しくは表現の相違を理由として、又は仕入書が第三国において発給されたことのみを理由として、関税上の特惠待遇の要求を否認してはならない。

4 原産地に関する申告は、その作成の日から十二箇月間有効なものとする。

(a) 次の事項に関し、検討し、及び必要な場合には合同委員会に対して適当な勧告を行うこと。

(i) この章の規定の実施及び運用

(ii) 締約国から提案されるこの章の規定の改正

(b) この章の規定の実施を円滑にするための注釈を採択すること。

(c) 第三・二十四条3に規定する協議の手続を定めること。

(d) 両締約国の代表者が合意する場合には、この章の規定に関連する他の問題について検討すること。

第三・二十九条 輸送中の産品又は蔵置されている産品についての経過規定

この協定の規定は、この章の規定に適合する産品であつて、この協定の効力発生の日に輸出締約国から輸入締約国に輸送中であるもの又は輸入締約国において輸入税を納付することなく税関の管理下にあるものについて適用することができる。ただし、同日から十二箇月以内に輸入締約国の税関当局に対して第三・十六條に規定する関税上の特惠待遇の要求が行われることを条件とする。